

資本金 十万円

事業 自動車部品製作

企業系統 十シ

使用労働者 男二十三名

三労働者側

労働組合加入者 男一六名

労働組合加入者 十シ

労働組合 十シ

四労働者側、時 昭和六年五月二日

五労働者側、原因

至營者ハ同族ノ名義ヲ以テ四ヶ所ニ工場ヲ設ケ夫々責任者ヲ  
定メ事業継続中ナルカ事實ハ責任者カ至營者ヨリ該工場ヲ借  
用シ自ら雇入レノ職工ヲ使用シテ完成ノ製作ナル至營者ト  
賣買シツ、アルノ状態ニアリシ為メ職工達ハ之レヲ中間採取者

ト見做シ其及対シ唱ヘテ予ヲ交渉ヲ續ケタルニ要ヲ得サリシ  
為メ逐ニ本月二日要求書トシテ別記ヲ提出スルト共ニ十六名  
ハ罷業ヲ決行セリ

五要求事項

別記ノ通

六交渉状況

本月四日労働者側高瀬久治外十三名ハ京橋区木挽所五ノ四西  
野製作所本店ヲ訪問シ事業主側西野政権ト會見シタルニ筋道  
ヒノ致ヲ以テ拒絶サレタリ

更ニ昨五日前記ニ於テ全株會見セルカ労働者側ハ最ノ要求書  
ヲ撤回シ新ニ別記要求書ヲ提出シ即答ヲ迫リタルニ西野ヨリ  
ハ工場責任者ナル終藤吉藏ニツク旨伝達スベキヲ答ヘタルニ  
一同之レヲ認トシテ引上ケタリ

右及中(通)報障也